

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏--観智院本 にない漢字注記について(1)

著者	小林 恭治
雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	7
ページ	17-34
発行年	2002-04
URL	http://doi.org/10.24791/00000501



西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

— 観智院本にない漢字注記について — (一)

小林 恭治

—

改編本系類聚名義抄の中で、中世写本とされる観智院本と近世写本の西念寺本において、成立の前後関係は自明のことと思われる。しかし、貞苜伊徳氏が西念寺本には「観智院本以前の旧態を伝える部分が見られる」とされたことなど(1)により、観智院本と西念寺本は、その他の異本と比べて近い関係にある(2)とはいうものの、西念寺本が観智院本の転写の系統の延長線上にあるとすることは疑問が生じることとなり、現存の西念寺本に到る写本の系統の源は、現存の観智院本の成立よりも早いのではないかという説が唱えられるに到った。

一般に、ある文献において、記述の多い写本は記述の少ない写本を増補したものと考えて、記述の少ない写本よりも後の成立とされる。類聚名義抄における観智院本と西念寺本の場合も、記述の分量が問題とされ、比較調査が

一度ならずなされているが、その結果として、西念寺本の方が多いとされるもの(3)と、観智院本の方が多いとされるもの(4)の二つが報告されている。この正反対の結果は、各調査における調査対象や調査範囲の相違に起因しており(5)、西念寺本と観智院本の系統の問題を考察する上で、再検討を必要とするものである。

そこで、再調査にあたり、第一に、調査対象の西念寺本は、西念寺本系の写本としては最善本と考えられる天理図書館現蔵本(6)とすること。第二に、調査範囲は、零本である西念寺本の本文全体とし、完本である観智院本(7)と共通する範囲における本文すべての記述について、その分量を比較すること。第三に、調査によって得られた結果を明示することを基本方針とする。そして、調査項目は次の七つとし、各々、観智院本と西念寺本の両者の立場から見た場合の異同を考察する。

- ・項目全体の有無
- ・標出漢字の有無
- ・漢字注記の有無
- ・カタカナ注記の有無
- ・異本注記の有無
- ・振仮名の有無
- ・合点の有無

しかし、それら全ての調査は膨大なものとなるので、本稿においては、第三番目の「漢字注記の有無(8)」の調査のうち、さらに、「西念寺本に見えて観智院本に見えない漢字注記の場合」に限定して考察することとする。今回の目的は、観智院本と西念寺本の成立の前後関係を決定することではなく、観智院本と西念寺本の項目の分量を比較し差異を確認することである。

また、先に述べたように、記述の多い写本と少ない写本が存する場合、前者が後者を増補しているとして、記述の多い写本の方が後の成立であるとするのが一般的だが、単純にそう考えることは、危険視されている(9)。一

資料1

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>儵 上同チチアスミヤカトシ アカサア今儵字シラシ</p> <p>儵 同黒繪發也</p> <p>儵 儵正</p> <p>上2ウ</p>	<p>儵 音同上チチアカラサトシ 今儵字スミヤカトシシラシ</p> <p>儵 同黒繪發也</p> <p>儵 儵正</p> <p>5オ</p>	<p>儵 今儵字一同上チチシハシアカシ サトハミヤカニシハラクトシ 黒繪發也</p> <p>儵 同 伎里正</p> <p>3オ</p>	<p>儵 今儵字一同上 アカラサアスミヤカニシハラクトシ クチチシ</p> <p>儵 同 儵正</p> <p>仏上6</p>

1、「袋」(3オ)

二

方にのみ存する記述は、もう一方の脱漏であるかもしれないからである。そこで、同じ改編本系類聚名義抄の高山寺本(10)、鎮国守国神社本(11)の状態をも参照し、ある標出漢字における漢字注記が、西念寺本に見えて観智院本に見えない場合、観智院本よりも早い成立であると言われている高山寺本や鎮国守国神社本(12)にも相当する漢字注記が見える際には、西念寺本の増補ではなく、観智院本の脱漏と考える。逆に、観智院本にない注記が高山寺本、鎮国守国神社本にも見えないときには、西念寺本の増補とする(13)。

そうして確認された用例数は、六十を越えるものとなった。便宜上、それらに観智院本における記載順にしたがつて1、2、3、…の番号を付し、以下、個別に考察を試みることにする。

資料1の西念寺本の最初の標出漢字「儵」の注記「袋」が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、先原則にしたがえば、これは西念寺本の増補と考えられるものであるが、「袋」の注記は漢字音注記としても意義注記としても意味をなしていない点に問題が存すると思われる。そこで、資料1の「儵」につづく記述を見ると、「儵」の項目に続いて、「儵」とは異体字の関係にあると思われる「儵」「儵(儵・儵・儵)」の項目に気づく。

西念寺本・観智院本の「儵」の注記には「同」、「儵(儵)」には「正」とあるが、高山寺本・鎮国守国神社本の「儵」には「同」「黒縉發色」⁽¹⁴⁾、「儵(儵)」には「正」「儵、」とある。「儵」の「黒縉發色」は、西念寺本・観智院本では最初の「儵」の項目に対応する注記が見えるが、「儵(儵)」の「儵、」については、西念寺本・観智院本では記載が見えない。そこで、西念寺本の「儵」の注記である「袋」と「儵(儵)」の「儵」とは、「代」の字画が冠として共通していることで類似性を認めるならば、西念寺本の「袋」は「儵、」が記載場所を「儵」の項目から「儵」の項目へと移され、誤記されたものではないかと思われる。

「儵」「儵」「儵(儵・儵・儵)」は異体字の関係にあるようだから、西念寺本・観智院本では「儵」「儵(儵)」の「同」「正」などの字体注記以外の注記はすべて「儵」の注記にまとめてしまおうという意図が存したのではないかと考えられる。ゆえに、「袋」||「儵」とするならば、これに対応する注記が見えないのは観智院本だけであるから、これを観智院本の脱漏とする。

資料3

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
僮 下外又揚雄又 陸、陌、	僮 下和又揚 陌、雄又陸、	僮 下和又揚 陸、 下和又揚 陸、 人揚雄 陌、	僮 下和又揚雄又 陸、陌、
上2ウ	5オ	3オ	仏上6

3、「毎歟」(3オ)

資料2

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
條 エシ ナカシ	條 エツオカシ	條 一調ヲナ 一エメ ナカシ	條 エツオカシ
上2ウ	5オ	3オ	仏上6

2、「一調」(3オ)

資料2の西念寺本の「條」の「一調」が観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないから、西念寺本の増補と考えられる。

ところで、「一調」は、このままでは意義不明である。そこで、「一調」の「一」は類音注記を示す際の「音」の略符号「一」の初画が記されてないもので、本来、「一調」という類音注記だったのではないかと思われる。

資料3の西念寺本の標出漢字「僮」の注記「毎歟」が、観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

しかし、この「毎歟」の「毎」がどういう文字であるのか、そして、どの記述に対する注記であるのかが不明瞭である。そこで、資料3などから看守される情報を整理して参考資料としたい。

参考1 資料3の西念寺本の反切注記「下丞又」の二文字目「丞」の字形については、各写本に異同が見られ、観智院本では「水」、高山寺本では「𠂔」、鎮国守国神社本では「外」とある。

参考2 資料3は標出漢字自体にも写本間にゆれが見られるが、仮に「𠂔」であるとする、その項目は、資料3以外にも記載がある。例えば、観智院本では仏上30に同じ項目の記載があり、その反切注記には「胡介又」とあり、「介」の右には資料3の場合と同様に振仮名「カイ」が記されている⁽¹⁵⁾。

参考3 資料3の観智院本と高山寺本の最初の反切注記の二文字目（「水」「𠂔」）の右に振仮名「カイ」が存在する。西念寺本では左に「サイ」とあるが、これは「カイ」が誤記されたものと思われる⁽¹⁶⁾。

参考4 資料3の西念寺本では反切注記「下丞又」の「丞」の上部に弧線が引かれている。

参考1にあるように、資料3の最初の反切注記の二文字目の字形にはゆれがあり、その各写本の字形と参考2の二文字目を「介」とする用例、および参考3の振仮名「カイ」から、資料3における最初の反切注記の二文字目「丞・水・𠂔」は、本来「介」であった可能性が高いように思われる。

さて次に、参考4の弧線が「𠂔𠂔」とかかわるのか否かが問題となる。弧線が「𠂔𠂔」と無関係な場合、弧線は、反切注記の二文字目「丞」の左に付された振仮名「サイ」が、右側に記されるものであることを示しているのではないかと推測される。この場合、「𠂔𠂔」は、そのまま反切注記の二文字目「丞」に対するものと思われる。「丞」の字形に対する疑問を注記しているならば、「𠂔」は「介」であって欲しいところであるが、字形から、「𠂔」を「介」と解釈することは無理のようであり、むしろ、「丞」と「𠂔」の字形からは、「𠂔」は漢字の「無」のようにも思われるが、これは振仮名「サイ（カイ）」とは齟齬を生じる。


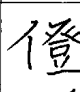

また、弧線が「𠂔歟」と「サイ」とを関係づけている場合、^a「𠂔歟」の「𠂔」は「サイ」であると注している場合と、^b「サイ」の「サ」とあるのは「𠂔」ということか（「歟」と注している場合の二つが考えられる。^aの場合、片仮名の「サ」と「イ」を左から並べた形が「𠂔」に類似するようにも思われるが、「サイ」は本来「カイ」であったのだから、「サイ」は「𠂔歟」より先に記されているはずであり、故に、「サイ」が「𠂔」の注記とする^aには無理があるものと思われる。^bの場合、「𠂔歟」が「サイ」に疑問を持って、意見を記したものとすれば、「𠂔」は「カ」もしくは「カイ」とあつて欲しいところであるが、「𠂔」を、片仮名の「カ」、もしくは、「カ」と「イ」を左から並べた形に見ることは可能であろうか。

もう一つ、先に推測したように「𠂔」が「無」字であるとすれば、「『サイ』は『無歟』」の意とも考えられる。事実、鎮国守国神社本に振仮名「カイ」はないのであるから、「𠂔歟」を鎮国守国神社本、もしくははその系統本との比較の上でのこととすれば、考えられなくもない。とするとしかし、西念寺本の「𠂔」を「外」と読めるかという問題、および、鎮国守国神社本にない「隘」についても「無歟」とあつてよいのではないか、ということの説明がつかない。

以上、どの推測も一長一短であるが、敢えて私見を述べるならば、西念寺本では、反切注記の二文字目の「介」が、書き崩されて判読できなくなった転写者が、振仮名や反切としてあるべき漢字音とは無関係に「𠂔」の文字を「無」字ではないかと推測して注したと思われ、「𠂔」は「無」ではないかと考える。一方、その振仮名「カイ」も「サイ」となった上に、「𠂔」の右に「無歟」と注されたために、記載のスペースがなくなり、やむなく「𠂔」の左側に補入され、弧線により本来あるべき場所を示している。これが西念寺本の現状ではないだろうか。

4、「隆歟」(3ウ)

資料4

高山寺本	西念寺本	観智院本
 隆字歟 17オ	 各隆字歟 隆歟 3ウ	 各隆字歟 仏上7

資料4の西念寺本の標出漢字「隆」における左行に記された疑問注記「隆歟」が、観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

西念寺本の「隆歟」は、右行に記されている注記「隆字歟」の「隆」の字体の確認のための注記と思われるのだが、両者の字形の相違点がはっきりしない。これは、西念寺本の右行の注記の「隆字歟」に相当する観智

院本の「隆字歟」の「隆」や高山寺本の「隆字歟」の「隆」とは字形が異なっていることからすると、西念寺本の「隆字歟」と「隆歟」のいずれかの「隆」が、観智院本か高山寺本のような字形ではなかったかと推測され、西念寺本において、転写を重ねるうちに、現在のほぼ同字であるかのような状態になってしまったのではないかと思われる。

標出漢字「隆」との字画の傍の部分の類似性からすれば、高山寺本の「隆」が、本来のもので、観智院本の「隆」は、それが転写を重ねるうちに変化したものと思われる。西念寺本の「隆」は、観智院本の「隆」と近いものであったことが現状からも推測されるので、西念寺本の「隆」は、高山寺本の「隆」から観智院本の「隆」を経て、現状の「隆」に至ったのではないかと思われ、西念寺本の増補「隆歟」が「隆歟」を記したものであるとするならば、西念寺本の増補は、西念寺本の「隆」が、観智院本の「隆」のような字形であった際に、「隆」は「隆」か」の意味で追記されたのではないかと思われる(17)。

5、「苦瓜功」(7才)

資料5

高山寺本	西念寺本	観智院本
倭 <small>倭ノ病、河、</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>
倭 <small>倭ノ病、河、</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>
倭 <small>倭ノ病、河、</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>
7ウ	7才	仏上14

資料5の西念寺本の標出漢字「倭倭」の二行目の注記「苦瓜功」が、観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

「苦瓜功」は「苦瓜切」の誤写で、本来、反切を示した注記ではなかったかと思われる(18)。

6、「懼」(9ウ)

資料6

高山寺本	西念寺本	観智院本
倭 <small>倭ノ病、河、</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>
倭 <small>倭ノ病、河、</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>
倭 <small>倭ノ病、河、</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>	倭 <small>巨佐又怯、病、詞、アフトコフ</small>
10ウ	9ウ	仏上18

資料6の西念寺本の標出漢字「倭」の末尾の意義注記「懼」が、観智院本に見えない。これは高山寺本には記載が見えるので、一見すると、観智院本の脱漏かと思われるが、その記載場所に問題がある。

西念寺本の「懼」は注記の最後に記されているが、高山寺本の「懼」は注記の二行目、意義注記の冒頭に記されている。この西念寺本と高山寺本との相違から、単純に、西念寺本の状態から「懼」が脱漏することで観

智院本の状態が成立したとは言えず、むしろ注記の記載順からすれば、西念寺本は、高山寺本を引き継いだ状態ではなく、観智院本と同様の状態であるところに、「懼」を末尾に追記した形に見える。西念寺本と観智院本が近い関係にあるとされることからすれば、「懼」の注記は、観智院本・西念寺本ともに脱漏していた段階が存在し、その後、西念寺本においてのみ「懼」が記されたとするのが妥当である。その場合の「懼」の追記も、改編本系の名義抄においては新規の情報ではないのであるから、これを増補と称することも憚られるように思う。

西念寺本の「懼」の情報がどこから得られたかが問題である。名義抄の異本との比較対照の結果によるものであれば、通常「イ」もしくは「イ本」と付記されるものだが、そうした記載はない。名義抄の異本以外からの情報であれば、追記者は増補の意識が存したことになるが、単に異本注記である旨を記し忘れた可能性もないではない。現在のところ、いずれとも決し難いが、今回のケースは、観智院本・西念寺本の両方で注記の脱漏していた段階があり、その後、西念寺本においてのみ、本来あるべき注記の追記（増補もしくは異本注記）がなされたという、極めて異例な現象であろうと考えられる。これは、本調査開始の時点では予期しなかったケースである。本稿のテーマからすれば、単純に増補か脱漏かと判断することとは別次元の現象であるから、増補・脱漏の二分類には当てはめないものとしたい。

7 「於和又」(12オ)

資料7

高山寺本	西念寺本	観智院本
倭 於焉及長、又焉和又 オモ子ルオコソルヘツラカカム ヲツル タム エラフ	倭 於焉及長、又焉和又 カトトイソムオモ子ルヘツラフオコソル ルツラフオコソルロソム ヲツルオモネ エラフ	倭 於焉及長、 又焉和又 カトトイソムオモ子ルヘツラフオコソル カカム ヲツル タム エラフ
13オ	12オ	仏上22

資料7の西念寺本の標出漢字「倭」の二行目冒頭の反切注記「於和又」が、観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

各写本の「倭」の項目には、反切注記が複数記されている。観智院本と高山寺本の反切注記は「又」を「反」とするなどの点を除けば同様と考えられるので、ここでは煩瑣を避けて観智院本と西念寺本との相違点を検討することとする。

西念寺本の二行目に見える、三つ目の反切注記の「焉利又」は、「イ本」とあるのにしたがって、これは、観智院本の二つ目の「焉和又」に相当し、観智院本の「和」が西念寺本で「利」と誤写されたに過ぎないものすると、観智院本の a 「於為又」、b 「焉和又」に対して、西念寺本では、a 「於為又」、c 「於和又」、b 「焉利又(イ本)」という状況である。ゆえに、単純な比較としては、西念寺本の c 「於和又」が観智院本になく、観智院本の b 「焉和又」が、異本注記として西念寺本に b 「焉利又(イ本)」と見えることになる。

ここで問題となるのは、西念寺本の c 「於和又」が、a 「於為又」の「於」と b 「焉和又」の「和」との混合

によって成立しているようにも思われ、西念寺本のc「於和父」が、b「焉和父」を記す際の誤写であり、増補ではないのではないかと考えられることである。もちろん、その可能性がないわけではないが、現状の記載を尊重すれば、c「於和父」が増補と考えることは自然なことである。例えば、西念寺本のb「焉利父」を異本注記とした人物は誤写とは考えなかったようである。すなわち、西念寺本のc「於和父」をb「焉和父」に対応するものと考えたのであれば、異本注記としては、相違する「於」一文字に対して「焉」一字を注すればよいはずである。にもかかわらず、b「焉和(利)父」全体を記したのは、c「於和父」をb「焉和父」に対応するものとは認識していなかったためであることが推測される。

誤写か増補かの真実は不明だが、ここでは、記載状況を尊重して西念寺本の増補と分類することとする。

8 「エ」(12ウ)

資料8

高山寺本	西念寺本	観智院本
潦 一 小ヶケタル 嗜エヒタル	潦 一 コヒタル 上	潦 一 ホヶケタル エヒタル
18オ	12ウ	仏上23

資料8の「潦」は「潦倒」の省略であるが、西念寺本においては末尾に見える注記「エ」が、観智院本に見えない。

「エ」の解釈については、片仮名の「ユ」である場合と、類音漢字を示す「音」の略符号である場合の二つが考えられる。

熟語項目「潦」(倒)の注記において、観智院本の「ユヒタル」⁽¹⁹⁾は高山寺本で「ユビタル」、西念寺本で「コヒタル」とある。「潦」(倒)

は「媚」の意ではないかと思われるところから、西念寺本の「コヒタル」が正しいものと考えられる⁽²⁰⁾のであるが、その「コ」を「ユ」と誤っているのが観智院本と高山寺本であるわけだから、今回、西念寺本の末尾に見える

資料9

高山寺本	西念寺本	観智院本
僖 討ニ音駐 ニ音對立	僖 討ニ音駐 ニ音對立	僖 討ニ音駐
16ウ	14ウ	仏上26

9、「二音」 / 10、「對立」(14ウ)

記述は、「コヒタル」の「コ」が「ユ」である場合を示そうとした異本注記のような意味合いを持たせたものである可能性が考えられる。しかし、「コ」が「ユ」の場合を示そうとするのであれば、「コヒタル」の「コ」の近隣に記すのが自然であるように思う。さらに、異本注記であるならば、「イ」「イ本」などの記載も付されて欲しいところである。ゆえに西念寺本末尾の記述を片仮名「ユ」と解するのは難しいように思われる。

そこで、高山寺本の注記を見ると「暗」という注記が見える。これは観智院本・西念寺本には見えないものであるが、その「暗」を西念寺本では「音」と勘違いし、略音符号「エ」に書き改めてしまったのではないかと思われる。高山寺本の「暗」が西念寺本で「エ」と記されたのであれば、それに対する記述がない観智院本は脱漏していることになる。

「エ」そのものは高山寺本にも見えないので、一見したところ西念寺本の増補と考えるところであるが、以上の理由により、ここでは観智院本の脱漏と考えることとする。

資料9の西念寺本の標出漢字「僖」の二行目の「二音」「對立」が、観智院本に見えない。これは高山寺本には見えるので、観智院本の脱漏と考えられる。

西念寺本・高山寺本の記述から、観智院本の注記「住駐」は、本来、「住駐二音」であり、標出漢字「僖」の類音注記とされ、また、「對立」は「對は立也」の意と思われるが、これらの注記は音・義ともに「僖」

の本来の解説としては、不適当なものである。因みに、『集韻』の「封」の項(2)に、「立也」「或作倂倂」とあることから、資料9の標出漢字「倂」は「倂」の誤りであろうと考えられる。恐らくは字体の類似が原因の誤写と思われる。

11、「今ミ不番」(15ウ)

資料10

高山寺本	西念寺本	観智院本
倂 卓音明、倂倂 字後予反今ミ 不審オホキナリ	倂 卓音明、 谷倂字 徒予反オホキナリ今ミ不番	倂 卓音明、首倂字後予反 シホキナリ
16オ	15ウ	仏上28

資料10の西念寺本の標出漢字「倂」の末尾の注記「今ミ不番」が、観智院本に見えない。これは高山寺本の「今之不審」(2)に相当し、「不番」は「不審」の誤りと思われるので、観智院本の脱漏と考えられる。

「今之不審」の「之」が指示するのは、西念寺本の場合は「オホキナリ」、高山寺本の場合は「徒予反」となると思われるが、「オホキナリ」には問題がなく、「徒予反」の「予」の漢字音に問題があり、「予」が本来は別字であったのではないかと思われる(2)ので、高山寺本の方が正しいように思われる。西念寺本の場合は、転写を重ねるうちに「今之不審(番)」の記載場所が変わってしまったものと考えられる。

資料12

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>徴</p> <p>音澄ニルハヤムハタルアラシ メ瓜モトムナ瓜トムモ瓜小瓜セム イテニカトカタウトミカ瓜又竹里又</p> <p>22オ</p>	<p>徴</p> <p>一澄ニルヒツ、ヌヤムハ瓜 アラハルノ瓜モトムナ瓜トム モラ小瓜ヲケルセムイテシムト</p> <p>又竹里人姓</p> <p>21オ</p>	<p>徴</p> <p>上澄ニルニヤムハタルアラハスメス モトムナスル カス又竹里又</p> <p>イニシムツウトシトカ</p> <p>仏上39</p>

13、「姓」(21オ)

資料11の西念寺本の標出漢字「保」の末尾の注記「保」が、観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

「保」は、「保」の異体字「保」を示した異体字注記と考えられる(24)。

資料11

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>保</p> <p>音探真ツモ、ヤスニ、ト小ルオリ ヤミナフ、トカス、ニル、キル、瓜、井ル アタル、トフ、カナラ瓜</p> <p>21ウ</p>	<p>保</p> <p>一寶タモツ ヤスシト、トハルヲリ ヤシナフ、トカス</p> <p>キル瓜、ニル、井ル、アタル アナヲ瓜、トコト未 小瓜ウ、保</p> <p>18オ</p>	<p>保</p> <p>上寶シモツヤスニニ瓜ルヲリヤシナフトカスキル瓜ニル キルアタルカナラスアア、木ボホウ</p> <p>仏上33</p>

12、「保」(18ウ)

資料12の西念寺本の標出漢字「徴」の末尾の注記「姓」が、観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

「姓」は、「徴（徴）」の字が人の姓にも用いられることを意味したものであるが、わざわざ記すほどの情報とも思えない。「姓」の出典に関する問題があるのかもしれない。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注 記

- (1) 貞荊伊徳「日本の字典 その一」(『漢字講座』2 明治書院 平成元年8月)。また小林恭治「天理図書館現蔵西念寺本類聚名義抄における観智院本との成立の前後関係について」(『訓点語と訓点資料』記念特輯 平成10年3月)においても西念寺本に観智院本よりも古い状態を確認している。
- (2) 犬飼守薫「改編本系類聚名義抄諸本に見られる合点の考察―成立論の手がかり―」(『愛知県立惟信高等学校研究紀要』第五号 昭和49年3月)、山本秀人「改編本系類聚名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について―熟字訓を対象として―」(『国語学』第一四四集 昭和61年3月)、草川昇「『類聚名義抄』小考―四本比較から見た―」(『鈴鹿工業高等専門学校紀要』第19巻 第1号 昭和61年)、同「類聚名義抄和訓小考」(田島毓堂・丹羽一彌編『日本語論究2 古典日本語と辞典』所収 和泉書院 平成4年10月)、佐々木勇「天理図書館蔵正平七年写本『最勝王経音義』の性格―類聚名義抄諸本との比較を中心に―」(『鎌倉時代語研究』第十一輯 武蔵野書院 昭和63年8月)。
- (3) 岡田希雄「類聚名義抄の研究」(一條書房 昭和19年6月) 第二篇第三章、および、注(2)の草川昇氏の二つの文献参照。
- (4) 渡辺実「西念寺本蓮成院本類聚名義抄について―関西大学現蔵本の紹介を機に原名義抄の編成の推定に及ぶ―」(『島田教授古稀記念国文学論集』所収 昭和35年3月)。
- (5) 詳細については、小林恭治「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏について―観智院本から見た項目の有無について―」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第5号 平成12年4月)を参照されたい。

- (6) 天理図書館現蔵の西念寺本については、平成8年7月の調査による。
- (7) 『類聚名義抄 観智院本』(天理図書館善本叢書と書之部第32巻 八木書店 昭和51年9月)、『類聚名義抄 観智院本法』(同、第33巻 八木書店 昭和51年11月)の複製本による。但し、観智院本の用例の所在については、便宜上、慣例に従い風間書房版によった。
- (8) ここでいう「漢字注記」とは、原則として標出漢字に対する解説として、漢字で記されている注記全般をいう。具体的には、標出漢字の漢字音を示す「類音注記」や「反切」、字体を解説する「字体注記」、字義を示す「意義注記」、片仮名注記を補足説明する「補助注記」、別項目の参照を促す「参照項目指示注記」などに分類される。
- (9) 渡辺氏は注(4)の論考において、「もし注文に富む名義抄に、注文に乏しい名義抄の注文が全部含まれてゐる、といふやうな場合ならば別だが、相互に出入のある場合(西念寺本と観智院本とはこの場合である)には、他の根拠がない限り、成立の前後関係は決定できないとする方が穏かではないかと思ふ」とされている。
- (10) 『和名類聚抄・三寶類字集』(天理図書館善本叢書と書之部第2巻 八木書店 昭和46年11月)の複製本による。
- (11) 『鎮国守国神社蔵本三寶類聚名義抄』(勉誠社 昭和61年1月)の複製本による。
- (12) 注(2)の犬飼氏の文献および同氏の「改編本系類聚名義抄諸本の成立事情―熟字にかかわる問題点の一考察―」(『愛知県立惟信高等学校研究紀要』七 昭和51年3月)、草川昇「改編本系名義抄相互の関係―標出文字・和訓の面からの一考察―」(『訓点語と訓点資料』第六十八輯 昭和57年5月)、注(2)の山本氏の文献、鎮国守国神社本が観智院本に先行するとする説には、望月郁子「鎮国守国神社蔵『三寶類聚名義抄』小考―改編本系『類聚名義抄』諸本中における蓮成院本の位置―」(『大野晋先生古稀記念論文集 日本研究―言語と伝承』 角川書店 平成元年12月)に異説もある。
- (13) 調査範囲の鎮国守国神社本には欠落している箇所が多く、対照不能な場合が存するが、その際には高山寺本のみで判断することとする。
- (14) 参考までに『説文解字』(『説文解字 附檢字』中華書局出版 1963年12月の影印による)を見ると、十上黒部二十六ウラに「青黒繪縫『白色一也』とある。
- (15) 高山寺本(17オ)・西念寺本(16ウ)にも同様の注記が見える。但し、「胡」は西念寺本では「故」とある。
- (16) 振仮名「カイ」は鎮国守国神社本にはない。鎮国守国神社本の「外」に振仮名「カイ」があったとすると、「カイ」は「外」を「ゲ」ではなく、「ガイ」と読むためのものと考えることができそうだが、仮名遣いとしては「グワイ」とあって欲しいところである。それからしても「外」が、本来、「介」であったとすることは矛盾のない推測と思われる。

- (17) 参考までに、『大漢和辞典』（諸橋轍次 大修館書店 昭和30年11月）との対照を試みると、資料4の標出漢字の字形にはゆれが存するものの、西念寺本の標出漢字「儳」は文字番号1102に、同様に、観智院本の注記の「隆」は文字番号41746の「隆」、高山寺本の注記「澄」は文字番号41850の「澄」に相当するものように見える。しかしそれらは全くの別字であるから、仮に各名義抄写本のそれらが『大漢和辞典』に記載の漢字と同字であったとすると、各名義抄写本の「ㄣ字歟」とする注記は本来誤りであったことになる。
- (18) 『大廣益會玉篇』（中華書局 1987年7月の複製本による）の篇上・卷第三・人部第二十三の二十九丁ウラには「傍」の項があり、その注記に「苦瓜切」「瓜」の「、」はない」とある。
- (19) 濁音符以外の声点は省略する。以下同。
- (20) 本来「コビタル」であったものが「ユヒタル／ユビタル」と誤ったのではないかと考える。その際、高山寺本の「ヒ」に見える濁声点が左下に付される平声の点であったために、観智院本ではそれを「タ」の上声の濁点と勘違いしたものと思われる。
- (21) 『集韻』（集韻 附索引）1985年5月 上海古籍出版社の影印による）の去声七・二十丁オモテ「封佶儻」の項目に「立也从壹从寸持之也或作佶儻」とある。また、『大廣益會玉篇』篇中・卷第十六・壹部第二百三十三の五十一丁ウラには「封」の項があり、その注記に「立也」とある。
- (22) 「今之不審」の二文字目を「之」としたが、二文字目については、「上」の字である可能性がないわけではない。しかし、「上」の場合にも指示する対象に変化はない。
- (23) 「予」が何の誤りであるのか、現在のところ詳らかではないが、候補としては「丁」などが考えられる。
- (24) 『大廣益會玉篇』篇上・卷第三・人部第二十三の二十四丁オモテに「儻」の項があり、「古文保亦作录」とある。